

# 3次分の感染防止協力金申請について

愛知県の飲食店への営業時間短縮等の第3次の要請期間が終了し、これに基づく感染防止協力金の申請が始まっています。

対象期間や支給額、要件や申請期間については右の表を、実際の申請に必要なものは下記をご確認ください。1次・2次同様に簡易書留などの郵送で申請します。

第3回は要請期間中に緊急事態宣言が出され、要請期間や短縮営業時間などが2回変わりました。

このために店頭のお知らせを、それぞれの期間ごとに何度か貼り換えた場合は、申請の際に短縮・休業期間すべての分を、もれなく添付するよう気を付けてください。

**今年受け取った休業協力金は、雑収入として2021年度の所得計算に算入します。消費税には影響しません。**

第3次	
対象期間	2021年2月8日（月）から2月28日（日）まで（21日間） 2021年3月1日（月）から3月21日（日）まで（21日間）
支給額	1店舗1日あたり6万円 最大126万円（要請に応じた日数分を交付） 1店舗1日あたり4万円 最大84万円（要請に応じた日数分を交付）
対象事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者 対象施設：飲食店等 ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要
営業時間の短縮	5時から20時まで 酒類の提供は11時から19時まで ※従前より20時から5時の間に営業していることが必要 5時から21時まで ※従前より21時から5時の間に営業していることが必要
遵守事項	・業種別ガイドラインを遵守・ 「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示
申込受付期間	2021年3月22日（月）から4月23日（金）まで（当日消印有効）

**尾北民商**  
ニュース

2021年  
3月29日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390



**お悩みの人は民商に相談を！**



- ・様式第1-4号申請書（別紙込み）
- ・様式第2-4号誓約書（自署）
- ・営業時間短縮（休業）の分かる資料（短縮や休業お知らせの貼り出しを写真に撮ったものなど）
- ★直近の確定申告書コピー
- ★営業許可書（証）コピー
- ★運転免許証や健康保険証などのコピー
- ★振込先口座資料 通帳のコピー
- ※1・2次を申請した人は★の資料は不要

## 1時間で50人署名！ 他団体と共に消費税5%の宣伝行動！

民商も参加する、消費税廃止を求める江南市各界連絡会が3月18日（木）の午前に平和堂江南店前で宣伝行動を行いました。

コロナ禍での行動自粛や雨天による中止などで、本当に久しぶりの宣伝行動になりました。

参加者からは「コロナで国にもお金がないから仕方ないという人には、大企業や金持ちがむしろコロナ禍で財産を増やしている、そこからお金を取ろうと署名への協力を訴えた」「子供や孫のために署名

すると言ってくれる人がいた」「上がってしまったからもう無理という人に、決めた国会を変えれば変えられると訴えた」「2019年10月の10%増税とコロナのダブルパンチで、みんな元気がない」などの感想が出ました。

この日は複数の市民団体から合わせて9人が参加し、横断幕の掲示や手持ちスピーカーでの呼びかけ、チラシの配布などを行いながら署名協力を訴え、1時間の宣伝行動で50人分の署名を集めました。

**所得税・消費税申告が済んでいない人は早めに民商へ！**